

「誓約書」の提出に関するFAQ

【誓約書を提出する目的】

Q 1. 誓約書を提出する目的は何ですか。

岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年岸和田市条例第 35 号）第 8 条第 2 項に基づき、岸和田市の契約から暴力団排除に関する措置を講ずるため、契約相手方及び下請負人等に対し、暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めるものです。

誓約書には、大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部へ誓約書及び役員名簿等が提出されること、暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表の同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことを目的としています。

【誓約書を提出する対象契約】

Q 2. 誓約書を提出する対象となる契約は何ですか。

公共工事等及び売払い等の契約が対象となります。

公共工事等とは、「建設工事、建設工事に関連する設計業務、管理業務、測量業務、調査業務等」及び「物品調達、業務委託、リース・レンタル等」をいいます。

売払い等とは、「不動産又は物品の売払い、貸付け等」をいいます。

【誓約書の提出範囲】

Q 3. 誓約書の提出は、下請負人も必要ですか。また、売払い（物品等）の契約にも必要ですか。

公共工事等の契約における誓約書の提出は元請負人、下請負人等（納入業者、二次以下の下請等を含む。）からの誓約書の提出が必要になります。例えば、資材納入業者、廃棄物処分業者、警備業者、運搬業者、測量業者等も該当します。

売払い等については、入札参加者全員又は契約締結時に誓約書の提出が必要になります。

なお、契約の相手方が岸和田市指名競争入札参加資格登録業者の場合は、誓約書の提出は必要ありません。

【元請負人の確認】

Q 4. 元請負人は、下請負人等がする契約をどのようにして把握すればよいのでしょうか。

下請負人等からの誓約書の徴収については、それぞれの契約関係において、公共工事等用誓約書第 5 項に基づき、その提出を求めるものであり、元請負人を通じて岸和田市に提出しなければなりません。

下請負人が下請負人等を使用する場合は、その下請負人の責任で誓約書を提出するように、元請負人として下請負人を指導してください。

【誓約書の押印】

Q 5. 誓約書に押印する印鑑は、会社印でよいのでしょうか。

誓約書に押印する印鑑は、実印を押印してください。下請負人等については、契約書（契約書の作成を省略している契約については、相手方が記名押印した見積書、納品書、請書その他の文書）に使用する印鑑を押印するよう指導してください。

【下請負人等の提出時期】

Q 6. 公共工事等の契約において、下請契約等に係る誓約書は、下請契約を締結する度に提出しなければならないのでしょうか。

下請負人等については、下請契約等を締結する度に誓約書の提出が必要です。下請負人等は、元請負人との契約締結時に誓約書を作成し、速やかに元請負人を通じて岸和田市へ提出してください。

【下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者だったときの元請負人のペナルティー】

Q 7. 下請負人等が誓約書の内容に違反し、暴力団員又は暴力団密接関係者であった場合には、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

下請負人等が誓約書に違反した場合、元請負人は当該下請負人等との契約を解除しなければなりません。この際、誓約書を提出させているなど元請負人として問題がなければ、元請負人との契約を解除することはありません。ただし、今後の対応について、元請負人に対して注意喚起を促すこととなります。

また、当該下請負人等との契約解除については、岸和田市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導し、元請負人が指導に従わなければ、元請契約を解除することとなります。

指導を受けた際に円滑に下請契約等を解除できるように、下請契約等を締結するときは、岸和田市と同様に契約書に当該契約の解除条項と下請負人等が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

【下請負人等の誓約書の不提出とペナルティー】

Q 8. 下請負人等が誓約書を提出しない場合は、元請負人に対して、どのようなペナルティーがあるのでしょうか。

下請負人等が誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないようにしてください。

しかし、既に契約している下請負人等から誓約書の提出がないことが判明した場合は、元請負人として下請負人等に対して、誓約書を提出するように指導し、指導しても提出しない場合は、その旨を誓約書の提出先へ報告してください。

必要な指導や報告を行なっていれば、元請負人に入札等除外措置を講じることはありませんが、提出がないことを知りながら放置していたり、報告を怠っていた等の場合には、入札等除外措置を講じることがあります。

【誓約書を提出する必要のない相手方】

Q 9. すべての契約で誓約書を提出する必要がありますか。

岸和田市が出資や職員を派遣する法人、町会や自治会等、講習会等の講師、岸和田市の事業で必要とする土地建物の買収、借用する場合等の契約相手方については誓約書の提出は必要ありません。